

さいたま市入札監視・苦情検討事務処理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の入札及び契約手続における公平性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、さいたま市入札監視・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）の運営並びに本市の入札及び契約の適正化・苦情検討に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 入札監視・苦情検討委員会

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は次のとおりとする。

- (1) 本市が行う調達のうち、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の対象となる調達に係る供給者の苦情について、公平かつ独立した立場からの検討等を行うこと。
- (2) 本市が発注した工事請負契約に関する入札及び契約手続の運用状況及び入札及び契約制度の改善状況等についての報告を受けること。
- (3) 本市が発注した工事請負契約のうち委員会が別に定める方法により抽出した公共工事に関し、一般競争入札参加資格の設定の理由、指名競争入札等に係る指名の理由等について審議を行うこと。
- (4) 前2号の事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うこと。
- (5) 本市が発注した工事請負契約に関し、一般競争入札参加資格の無資格理由及び指名競争入札又は随意契約における入札及び契約手続に係る再苦情について、公平かつ独立した立場からの検討等を行うこと。
- (6) 建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置に係る再苦情について、公平かつ独立した立場からの検討等を行うこと。
- (7) その他必要な事項についての調査および意見具申または報告すること。

(会議の開催)

第3条 委員会は、前条第2号から第4号及び第7号に掲げる事務を遂行するための会議（以下「定例会議」という。）を原則として年2回以上開催するものとする。

2 委員会は、必要と認めるときは、定例会議と前条第1号、第5号及び第6号に掲げる事務を遂行するための会議は、同時に開催することができる。

(定例会議の内容)

第4条 定例会議においては、本市が発注した工事請負契約のうち、次に掲げる入札及び契約方法の区分ごとに、各々委員会が抽出したのものに関し、当該各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 一般競争入札 入札参加資格設定の理由、無資格理由その他必要な事項
 - (2) 指名競争入札 指名業者の選定理由その他必要な事項
 - (3) 随意契約 契約の相手方の選定理由
 - (4) 総合評価方式 入札参加資格の設定理由、評価項目、評価内容及び評価基準その他必要な事項
- 2 前項の審議においては、次の各号に掲げる書類等により報告を受けることにより審議するものとする。
- (1) 入札及び契約方法別発注工事総括表（様式第1号）
原則として定例会議開催の日の前日から概ね6か月以内に発注した建設工事について入札及び契約の方法別の発注工事数等を記載したもの。なお、予定価格が250万円を超えないものについては、報告の対象から除外するものとする。
 - (2) 入札及び契約過程
入札及び契約方法別発注工事総括表に基づく発注した建設工事の一覧表として、さいたま市建設工事等に伴う契約情報公表要綱（平成13年さいたま市制定）第4条第2項で規定する入札及び契約過程を活用する。
 - (3) 抽出事案説明書（様式第2号）
入札及び契約過程の中から、入札及び契約の方法別に、委員が事前に無作為の方法により抽出した事案に係る説明に要する書類として、入札及び契約方法ごとに記載するもの。なお、当該事案の説明については、財政局契約管理部契約課、水道局業務部管財課又は関係する職員が行うものとし、定例会議における審議の対象となる事案の抽出方法については、別に委員会で定めておくこととする。
 - (4) 入札参加停止の運用状況一覧表（様式第3号）
原則として定例会議の開催の日の前日から概ね6か月以内に、本市が新たに行った入札参加停止措置について、その者の名称、入札参加停止期間及び入札参加停止理由等を記載したもの。
- 3 委員会は、入札及び契約制度の改善状況等の報告を、建設工事に係る入札及び契約制度改善の施策を実施した場合等に、必要に応じて受けるものとする。
- 4 委員会は、前2項の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 5 市長は、委員会から前項による意見の具申又は勧告を受けた点の検討状況等について委員会に報告するものとする。

第3章 苦情処理

（苦情の対象）

第5条 市長は、次の各号に掲げる本市が発注した建設工事（ただし、予定価格が250万円を超えないものを除く。）に係る入札及び契約の過程に関する苦情並びに建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置に関する苦情を適切に処理するものとする。

- (1) 一般競争入札による建設工事
- (2) 指名競争入札による建設工事
- (3) 随意契約による建設工事

- (4) 総合評価方式による建設工事
- 2 協定等の対象となる調達に関する苦情申立てがあった場合は、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成15年7月1日付け市長決定）」及び「政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成15年7月1日付け市制定）」により処理するものとする。
- 3 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次の各号のとおりとする。
- (1) 一般競争入札による建設工事の場合
一般競争入札の参加申請を行った者のうち、競争入札参加資格の確認の結果、当該競争入札参加資格を認められなかったことに対して不服のある者は、市長に対して無資格理由についての説明を求めることができる。
- (2) 指名競争入札による建設工事の場合
当該入札と同一の工事業種に登録のある有資格者のうち、当該指名競争入札に参加できるものとして指名されなかったことに対して不服のある者は、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。
- (3) 随意契約による建設工事の場合
当該契約と同一の工事業種に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者で、本市の登録のある有資格者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服のある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (4) 総合評価方式による建設工事の場合
総合評価方式による入札において、技術資料を提出したもののうち、落札者とならなかったことに対して不服のある者は、市長に対して落札者としなかった理由についての説明を求めることができる。
- (5) 建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置の場合
建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置を受けた者のうち、当該措置に対して不服のある者は、市長に対して当該措置の理由についての説明を求めることができる。
(一次苦情申立て)

第6条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第4号）により、市長に対して行うことができる。

- (1) 一般競争入札による建設工事に係る苦情にあつては、入札参加資格を認めない旨の通知を受け取った日の翌日から起算して5日（さいたま市の休日（平成13年さいたま市条例第2号）に規定する休日（以下「市の休日」という。）を含まない。）以内。
- (2) 指名競争入札による建設工事に係る苦情にあつては、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（市の休日（平成13年さいたま市条例第2号）を含まない。）以内。
- (3) 随意契約による建設工事に係る苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（市の休日（平成13年さいたま市条例第2号）を含まない。）以内。
- (4) 総合評価方式による建設工事に係る苦情にあつては、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して10日（市の休日（平成13年さいたま市条例第2号）を含まない。）以内。
- (5) 建設工事等に係る入札参加停止の措置にあつては、当該入札参加停止の期間内。
- (6) 建設工事等に係る警告の措置にあつては、当該措置の日の翌日から起算して10日（市の休日（平成13年さいたま市条例第2号）を含まない。）以内。

を含まない。) 以内。

- 2 前項の苦情申立てがあつた場合は、市長は苦情申立てをできる最終日の翌日から起算して5日(市の休日を含まない。)以内に苦情申立回答書(様式第5号。以下「回答書」という。)により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。
- 3 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。なお、市長が却下の決定を行った場合は、次回の委員会に報告することとする。
- 4 一般競争入札、指名競争入札、随意契約及び総合評価方式による建設工事並びに建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置にあつては、掲示すること等により苦情申立てができる旨を教示することとする。

(再苦情申立て)

第7条 前条第2項の回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、回答書を受け取った日から7日(市の休日を含まない。)以内に、市長に対して再苦情申立書(様式第6号)により、再苦情の申立てを行うことができる。

- 2 市長は、再苦情の申立てがあつた場合は、速やかに委員会に審議を依頼するものとする。
- 3 委員会は、再苦情の申立てが、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。
 - (1) 申立者が、第1項に定める申立要件に該当する者でないこと。
 - (2) 申立期間が途過していること。
 - (3) 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと。
 - (4) 前号に掲げるもののほか、客観的かつ明白に申立ての適格を欠いていること。
- 4 市長は、委員会の却下の決定を受けた場合は、その日から7日以内(市の休日を含まない。)に申立者に再苦情却下通知書(様式第7号)によりその旨を通知しなければならない。

(再苦情処理会議)

第8条 委員会は、再苦情の申立てがあつたときは、却下すべき場合を除き、必要に応じて再苦情処理会議を開催し、申立者及び市長等から書面の提出その他委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。

- 2 委員会は、再苦情処理に係る審議を終了したときは、意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあつた日から概ね50日(市の休日を含む。)以内に市長に報告を行うこととする。

(再苦情審議結果の通知)

第9条 市長は、再苦情申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、前項の報告を受けた日の翌日から起算して7日(市の休日は含まない。)以内に、その結果を再苦情審議結果通知書(様式第8号)により回答するものとする。

- 2 市長は、再苦情の申立てが認められなかったときは、次に掲げる事項を再苦情申立者に対し、明らかにするものとする。
 - (1) 再苦情の申立てが認められないこと。
 - (2) 再苦情の申立てに根拠が認められないと判断した理由。
- 3 市長は、再苦情の申立てが認められたときは、次に掲げる事項を再苦情申立者に対し、明らかに

するものとする。

(1) 委員会の意見を尊重し、再苦情の申立てを認めたこと。

(2) 市長が講じようとする措置の概要。

4 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げないものとする。

5 第6条第2項の回答書に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

第4章 補 則

(定例会議結果等の公表)

第10条 市長は、次の各号に掲げる事項について速やかに閲覧により公表するものとする。

(1) 定例会議結果 委員会が意見の具申又は勧告を行った場合は、その具申書又は勧告書

(2) 苦情処理結果 苦情申立者に回答を行った場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答書

(3) 再苦情処理結果 再苦情申立ての却下の通知を行った場合は、再苦情申立書と再苦情却下通知書並びに委員会の審議の結果を踏まえた再苦情審議結果通知書の通知を行った場合は、再苦情申立書、再苦情審議結果通知書及び意見書

(4) 議事概要 定例会議及び再苦情処理に係る委員会の議事概要

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の前に入札または随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

入札及び契約方法別発注工事総括表

年 月 日 ～ 年 月 日

入札及び契約方法	件 数	比 率	金 額	比 率
	件	%	円	%
一般競争入札				
参加拡大				
指名競争入札				
随意契約				
総合評価方式				
合 計				

抽出事案説明書

入札及び契約 方 法	一 般 競 争 入 札		
工 事 名			
工 事 概 要			
入札参加資格			
入札参加資格 設定の理由			
入 札 参 加 申 請 者 数			
入札参加者数		無資格者数	
入 札 参 加 無 資 格 理 由			
入 札 経 過 及 び 結 果			
備 考			

抽出事案説明書

入札及び契約 方 法	指 名 競 争 入 札
工 事 名	
工 事 概 要	
指 名 業 者 数	
指 名 業 者 設 定 の 理 由	
入 札 経 過 及 び 結 果	
備 考	

抽出事案説明書

入札及び契約 方 法	随 意 契 約
工 事 名	
工 事 概 要	
随 意 契 約 の 理 由	
契 約 業 者 名	
契 約 金 額	
備 考	

抽出事案説明書

入札及び契約方	総合評価方式		
工事名			
工事概要			
入札参加資格の設定理由			
入札参加申請者数			
入札参加者数		無資格者数	
入札参加無資格理由			
評価方法、評価項目及び評価基準			
契約相手方			
評価値		技術評価点	
		価格評価点	
契約金額			
入札経過及び結果			
備考			

苦 情 申 立 書

年 月 日

(あて先) さいたま市長

申立者 郵便番号
 住所
 (ふりがな)
 商号又は名称
 (ふりがな)
 代表者
 電話番号
 FAX番号
 (ふりがな)
 担当者氏名

次のとおり苦情申立てをします。

<p>苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置</p>	
<p>苦 情 の 内 容</p>	
<p>苦情の内容の根拠 となる事項</p>	<p>(できるだけ具体的に記入し、内容がわかる資料等を添付してください)</p>

※ 苦情申立ての受理の公示に係る苦情申立人氏名公表の可否 (可 ・ 否)
 (公示については、匿名とすることができます。) ※必ず苦情申立人に確認

苦 情 申 立 回 答 書

年 月 日

(あて先)

郵便番号
住所
申立者 商号又は名称
代表者氏名

さいたま市長



年 月 日付けにて申し立てられた苦情について、次のとおり回答します。
なお、この回答書による説明に不服のある場合は、この回答書を受け取った日から7日以内に、再苦情申立書により、市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。

苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置	
苦 情 の 内 容 及 び そ の 根 拠	
回 答 内 容	

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

(あて先) さいたま市長

郵便番号
住 所
(ふりがな)
申立者 商号又は名称
(ふりがな)
代 表 者
電 話 番 号
F A X 番 号
(ふりがな)
担 当 者 氏 名

次のとおり、再苦情の申立てをします。

<p>苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置</p>	
<p>苦 情 の 内 容</p>	
<p>苦情の内容の根拠 となる事項</p>	<p>(できるだけ具体的に記入し、内容がわかる資料等を添付してください)</p>

※ 再苦情申立書の受理の公表に係る再苦情申立人氏名公表の可否 (可 ・ 否)
(公表については、匿名とすることができます。) ※必ず苦情申立人に確認

再 苦 情 却 下 通 知 書

年 月 日

(あて先)

郵便番号
住所
申立者 商号又は名称
代表者氏名

さいたま市長



年 月 日付けにて申立てのあった再苦情については、下記の理由により却下することに決定いたしましたので通知いたします。

記

苦情申立ての対象
となる建設工事名
又は
入札参加停止等措置

却下とした理由

- (1) 申立て要件に該当しない。
- (2) 申立て期間の徒過
- (3) 所定事項の書面申立てがされていない。
- (4) その他

再苦情審議結果通知書

年 月 日

(あて先)

郵便番号
住所
申立者 商号又は名称
代表者氏名

さいたま市長



年 月 日付けにて申立てのあった再苦情については、さいたま市入札監視・苦情検討委員会の審議の結果を踏まえ、下記のとおり回答します。

記

<p>苦情申立ての対象となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置</p>	
<p>審 議 結 果</p>	<p>(1) 申立ては認められない。 判断理由</p> <p>(2) 申立てを認める。 今後講じようとする措置の概要</p>